

(3) 再発防止対策の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p>各府省では、組織的な非違行為等社会的な影響の度合いが高い不祥事については、原因究明のための組織を設置し、組織の改廃を含む再発防止策を講じているほか、その他の非違行為についても、公務上の非違行為や交通事故・交通法規違反を中心に再発防止に係る周知・啓発等を繰り返し行っている。</p>	<p>表 3-(3)-① 表 3-(3)-②</p>
<p>今回、広島及び兵庫労働局の不正経理事案に端を発し、会計検査院が平成 17 検査年次から 18 検査年次にわたって 47 都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して実施した検査を契機として、多数の被処分者を出した都道府県労働局の不正経理事案について、その後の再発防止対策の実施状況や法令等遵守態勢の推進状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表 3-(3)-③</p>
<p>ア 厚生労働省における再発防止対策の実施状況</p>	
<p>厚生労働省では、当該会計検査の結果を受け、「都道府県労働局における不正経理の再発防止等について」（平成 18 年 11 月 10 日付け地発第 1110001 号地方課長通知）を発出し、この中で「都道府県労働局不正経理等防止対策要綱」を示している。同省では、当該通知に基づき、法令遵守に係る内部統制の確立の観点から、①労働局における再発防止対策の実施状況の点検・評価、②会計監査結果の問題点の分析、③労働局に係る内部通報の受付・処理、④法令遵守に関する職員研修計画の策定等を行うため、大臣官房地方課に地方支分部局法令遵守室を設置している。</p>	
<p>また、労働局では当該通知のほか、「不正経理等の再発防止策の具体的な実施方法等について」（平成 19 年 3 月 15 日付け地発第 0315003 号地方課長通知）に基づき、①会計事務取扱マニュアルの活用、②予算の計画的な執行等、③勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化、④関係書類の保存、⑤地方研修における外部講師の活用、法令遵守内容の盛り込み、⑥定期的な内部点検の実施、⑦内部監査の徹底、⑧人事交流、民間人登用の推進等を図ることとされている。</p>	
<p>その後、厚生労働省では、労働局が講じた不正経理等の再発防止策に係る評価結果を平成 19 年 10 月に取りまとめ、要改善事項を個別の労働局に指摘しており、指摘を受けた労働局は、これに基づき改善措置を講じている。</p>	<p>表 3-(3)-④</p>
<p>さらに、平成 19 年度には、「平成 19 年度における内部点検の実施方法について」（平成 19 年 10 月 30 日付け地発第 1030007 号地方課長通知）に基づき、労働局本局のみならず労働基準監督署及び公共職業安定所を含めた内部点検を行っており、大臣官房地方課では、この内部点検結果のほか、会計監査指導や中央監察の結果を受け、平成 20 年 12 月に評価を実施している。</p>	
<p>これらの取組については、平成 19 年に不正な金銭の作出等の重大な処分事案は発生していないことから、一定の効果が上がっているものと考えられる。しかし、会計検査院が平成 18 年 12 月に長野労働局に対して実施した会</p>	

<p>計実地検査において、公共職業安定所等における超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合について指摘した直後に、同労働局長が各安定所等において保管している当該不整合に関する証拠資料を廃棄するよう指示していたことが判明するなど、平成19年に公金官物取扱関係の事案で都道府県労働局の計10人が処分されており、不正な取扱いの根絶には至っていない。</p>	表3-(3)-⑤
<p>イ 法令等遵守態勢の一層の推進</p>	
<p>調査した10労働局の法令等遵守態勢全般に関連して、①法令等遵守に関する事項の意思決定機関の整備、②法令等遵守事項の規定と職員に対する明示、③法令等遵守に関する活動計画の策定、④法令等遵守に関する統括的部門・担当官の配置、⑤法令等遵守に関する情報収集体制の整備、⑥内部監査の実施、⑦法令等遵守状況に関する把握活動（自己点検、モニタリング）の実施、⑧法令等遵守に関する研修、周知・啓発活動の推進、⑨法令等遵守状況に関する上級庁への報告の実施、⑩その他、非違行為事案の情報提供による再発防止策の実施の各分野における取組状況をみたと、本省の指示・指導の下、すべての労働局において一定の取組がなされていたが、非違行為の発生状況等を分析した資料の共有を一部の幹部職員のみ限定している例や、労働局本局に所属する非常勤職員に対する服務関係の研修が不十分となっている例がみられた。</p>	表3-(3)-⑥
<p>その後、厚生労働省は、「職員が関与した雇用保険の不正受給、職員による虚偽の労災給付関係書類等の作成など業務執行面等における職員の非違行為が発生するなど、公務員倫理の徹底と綱紀保持という観点からは、未だ不十分である」として、不正経理に限らず、業務全体をも含めた法令等遵守の徹底を図ることを目的に、「都道府県労働局における法令遵守の徹底について」（平成20年12月19日付け地発第1219005号地方課長通知）を発出し、この中で従前の都道府県労働局不正経理等防止対策要綱に代わる、「都道府県労働局法令遵守要綱」を示している。</p>	
<p>都道府県労働局法令遵守要綱では、新たに、業務執行面等における非違行為について労働局内で共有することや、公務員倫理や法令遵守に関する研修を平成22年度までの集中検証期間内にすべての職員が受講できるよう努めること等が盛り込まれているものの、各府省の中には、職務外を含む非違行為事案を職員に幅広く周知・啓発している例や非常勤職員に対する服務関係研修を的確に実施している例があることから、非違行為事案を職員に幅広く周知するとともに、非常勤職員に対しても服務関係の研修を徹底して実施する余地はあるものと考えられる。</p>	表3-(3)-⑦
<p>一方、調査した労働局について、所管業務が法令等違反に繋がりがやすいリスクを有しているかについての認識を調査したところ、様々なリスク要因を認識している中で、特に個人情報や企業情報を扱うことにより情報漏えいを起こすおそれを感じているものが、8労働局全92課室のうち87課室にのぼ</p>	表3-(3)-⑧
<p>一方、調査した労働局について、所管業務が法令等違反に繋がりがやすいリスクを有しているかについての認識を調査したところ、様々なリスク要因を認識している中で、特に個人情報や企業情報を扱うことにより情報漏えいを起こすおそれを感じているものが、8労働局全92課室のうち87課室にのぼ</p>	表3-(3)-⑨

るなど、労働局では特に個人情報等の漏えいに対して危機感を有している状況がみられる。

したがって、厚生労働省は、都道府県労働局の職員が所管業務に対して有しているリスクの認識を持続させ、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行う必要がある。

表3-3-① 過去に発生した主な不祥事において、原因究明のための組織を設置し、組織の改廃を含む再発防止策を講じた例

発生年	府省名	事案の概要	原因究明のための組織等	主な再発防止策
平成13年	外務省	要人外国訪問支援室長が首相の外国訪問の際、宿泊費差額を水増し請求して約5億円の内閣官房機密費を詐取し、競走馬の購入等私的に流用	大臣官房調査委員会 外務省機能改革会議	<ul style="list-style-type: none"> ・要人外国訪問支援室の廃止 ・本省業務について、新たに監察制度を設け、在外公館に対する現行の査察と併せ、監察査察制度を創設等
17年	経済産業省	大臣官房企画室において、十数年にわたって、外郭団体の調査研究費の残余金が適切に処理されていなかった上、企画室長による私的流用が判明	外部調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・官房総務課企画室の廃止 ・職員の服務義務違反等に関する処分の状況、綱紀粛正に関する措置、予算執行に関する監査の実施等について調査審議するため、大臣を本部長とする監察本部を設置 ・服務義務違反等の通報システムの整備等
18年	防衛施設庁	平成18年1月30日、平成16年度に東京防衛施設局発注の三宿病院空調工事ほか2件の入札に関し、競売入札妨害（談合）の容疑により、技術審議官等幹部職員が逮捕、同年2月20日、起訴	防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設庁を廃止し、防衛省本省に統合 ・一般競争入札方式を18年度から2億円以上にまで拡大 ・学識経験者等によって構成される第三者機関として、防衛施設庁本庁、地方局に公正入札調査会議等を設置 ・その他、「再就職」、「懲戒処分等の基準の明確化」、「人事管理」、「組織」、「公益法人」等の各分野に関する改善措置等

(注) 人事院の年次報告書、各府省の資料による。

表3-(3)-② 各府省における不祥事の再発防止に係る周知・啓発のための通知の例

<p>○ 「平成18年度において職員不祥事防止対策として実施すべき施策について」 (平成18年4月17日付け矯正局職員不祥事防止対策委員会委員長事務連絡) <抜粋></p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">平成18年度において職員不祥事防止対策として実施すべき施策</p> <p>(注) 以下、項目、細目のみ掲出</p> <p>1 研修の充実</p> <p>(1) 効果的な研修の実施(矯正施設)</p> <p>(2) 研修実施状況の確認及び検証(矯正局、矯正管区)</p> <p>(3) 矯正研修の充実(矯正研修所、矯正研修支所)</p> <p>(4) 研修及び研修資料の充実(矯正局)</p> <p>(5) 効果的な研修方法の研究と研修担当職員のレベルアップ(矯正研修所、矯正研修支所)</p> <p>2 職員不祥事防止対策委員会の活用(矯正管区、矯正施設)</p> <p>3 不祥事防止策の徹底</p> <p>(1) 職員面接制度の充実・強化と組織一体感の醸成(矯正施設)</p> <p>(2) 不適正処遇の防止策(矯正施設)</p> <p>(3) 経理事故等の防止策(矯正管区、矯正施設)</p> <p>○ 「飲酒運転等の防止策について(通知)」 (平成19年5月21日付け仙管総第2073号仙台入国管理局長通知) <抜粋></p> <p>飲酒運転の防止については、日頃から注意喚起しているところですが、公務員が飲酒運転により事故を起こす状況が跡を絶ちません。出入国管理行政に対する国民の期待と関心が高まっている現状において、当局職員にはより一層高い倫理観が求められており、改めていうまでもなく飲酒運転は絶対に行ってはいけないものです。</p> <p>ついては、飲酒運転防止の対策として、簡易型呼気中アルコール濃度検査機(以下「アルコールセンサー」という。)を各課・部門・出張所に配備することとしましたので通知します。</p> <p>なお、アルコールセンサーの取扱いは、下記のとおり実施し、飲酒運転の撲滅に向けて尽力願います。</p> <p>おって、窓口業務や行政指導等の業務においても、必要に応じ活用願います。</p> <p>1 アルコールセンサー管理者(略)</p>

(3) 管理者は、アルコール検査を行った結果、呼気中アルコール濃度が 0.00mg 以外の値が表示された場合には、その者に運転を命じてはならない。

(4) 管理者は、窓口業務、行政相談等で外部の者と対応する業務に就く職員について、必要があれば、アルコール検査を命じ、その結果、呼気中アルコール濃度が 0.00mg 以外の値が表示された場合には、その業務に従事させないよう配慮しなければならない。

2 運転者等 (略)

○ 「飲酒運転未然防止の徹底等について」(平成 18 年 9 月 19 日付け保監第 22 号本庁各部長、海上保安大学校長、海上保安学校長、各管区海上保安本部長あて海上保安庁首席監察官通知)

本年 8 月下旬に発生した飲酒運転による追突事故(地方公務員)は、幼児 3 名死亡という痛ましい結果を招き、全国に衝撃を与えたところである。その後も、連日、飲酒運転による事故の報道がなされ、飲酒運転に対する非難・厳罰化の世論の高まりをうけて、原則免職という方針を打ち出す自治体も出ていることは周知のとおりである。

当庁においては、本年は幸い職員による飲酒運転やそれに伴う事故事案の発生はみえないものの、昨年以前の 10 年間を見ると、死亡事故等の重大な事案はないが毎年数件の検挙事例が発生しており、その中には特異な事例として、二日酔いを酒気帯び運転とされた事例や飲酒運転の車に同乗して酒気帯び運転幫助罪に問われた事例も含まれている。

事故を伴わない飲酒運転事案であっても、規律官庁である海上保安庁職員が起こせば、一般の公務員より厳しい目を向けられることは必定であり、当庁に対する国民の信頼を大いに損なうことはもちろん、重大な事故ともなれば営々と多くの職員が築き上げてきた評価を一瞬にして無に帰してしまうことになることに心を置き、また、職員に対する厳しい処分や被害者家族等の感情に思いを致し、貴職のみならず各層管理監督者をして、職員個々に改めて飲酒運転の撲滅に対する自覚を促すよう指導徹底を図られたい。

また、この種事案に対する職員の自覚を促すためには継続的な指導が求められるところ、イントラネット監察官のページに参考となる統計資料や事案を掲載し、随時更新をしているので、指導の一助として活用するとともに、個々職員が飲酒運転防止に対する自覚を再確認する機会として、定期的に関覧することも有益と思われるので、その旨を併せて周知されたい。

(注) 法務省、海上保安庁の資料による。

表3-③-③ 都道府県労働局における不正経理関係の懲戒処分等数（平成17年～18年）（単位：人）

区分	懲戒免職	停職	減給	戒告	計	訓告以下
兵庫労働局の不正経理（平成17年）を受けての処分	7	11	21	7	46	168
検査院の17検査年次の結果を受けての処分 【調査対象：25労働局】	1	0	13	31	45	1,038
検査院の18検査年次の結果を受けての処分 【調査対象：22労働局】	1	0	43	76	120	1,312
計	9	11	77	114	211	2,518

（注）厚生労働省の資料による。

表3-③-④ 不正経理等の再発防止策に係る評価結果等に対する改善措置状況

評価結果等	措置状況等
<p>1 各労働局に対し指摘を行った「主に改善を要すると認められる事項」等に係る改善措置状況について</p> <p>(1) 適正な会計事務処理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行職員の補助者の任命においては、特別の義務と責任が課せられ、国に対する弁償責任を負うことを説明すること（10局） <p>(2) 予算の計画的な執行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行に当たっては、年間事業計画に基づき予算の執行計画を作成するとともに、常に管理者が執行状況を把握し、効果的・効率的な予算執行が行われるよう適正な予算管理を行うこと（17局） <p>(3) 公印等の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公印等の適正な管理に当たっては、小切手振出等事務取扱規程第13条に基づき、小切手帳等の検査、確認を毎日行うこと（4局） <p>(4) 物品の購入等に係る会計事務手続等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の管理等に当たっては、物品の計画的な調達と適正な運用管理を行うとともに、物品管理簿等への物品の移動記録の記載を徹底すること（5局） <p>(5) 勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間管理及び超過勤務手当の支給の適正化に当たっては、平成19年3月30日付け事務連絡「超過勤務縮減対策に係る留意点について」に基づき、必要な措置を講じること（23局） <p>(6) 内部監査の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課に対する内部監査の実施に当たっては、当該課の職員以外の者から監査員を命じて実施すること（7局） ・効果的な内部監査が確実に実施される内容となっているか、内部監査実施要領の見直しを行うこと（3局） 	<p>全局措置済</p> <p>15局が措置済、2局が20年度に実施予定</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p> <p>全局措置済</p>
<p>2 その他各労働局における取組状況等について</p> <p>(1) 各労働局における取組状況について</p> <p>① 法令遵守の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇労働局法令遵守推進計画」 ・「〇〇労働局法令遵守推進規程」の策定 ・法令遵守室の設置 <p>② マニュアル等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局独自マニュアル「契約事務の基礎知識」の作成 ・「法令遵守管理マニュアル」の策定 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「月別チェックリスト」による点検の実施 ・法令遵守委員会の議事概要を労働局ホームページやイントラネットに掲出し職員に周知 <p>(2) 好事例とされた取組等について、本省地方課より各労働局へ情報提供した、①参議院決算委員会（警告決議）の中継を記録したCD（大阪局）、②コンプライアンスカード（福井局）の活用状況について</p>	

(注) 厚生労働省の資料（平成20年8月現在）による。

表 3-(3)-⑤ 厚生労働省における公金官物取扱関係の処分状況（平成 19 年）

	行為・事由別	本省・地方等別	懲戒処分の種類別件数
1	超勤手当不適正処理	都道府県労働局	戒告（2名）
2	旅費の不正支出	都道府県労働局	戒告（2名）
3	旅費の不正支出	都道府県労働局	戒告（3名）
4	会計検査院に対する不適切対応	都道府県労働局	減給（1名） 戒告（1名）
5	失業給付金不適正処理	都道府県労働局	停職（1名）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表中、4及び5は都道府県労働局不正経理等防止対策要綱が策定された平成18年11月以降に係る事案である。
 3 本表中、5は被処分者の配偶者の雇用保険失業給付金の受給に際し、受給手続きに便宜を図り、妻が給付金を不正受給した事案である。

表3-③-⑥ 都道府県労働局における法令等遵守に係る取組状況

区 分	取組状況
① 法令等遵守に関する事項の意思決定機関の整備	各労働局に局長、各部長等を構成員とする法令遵守委員会を設置
② 法令等遵守事項の規定と職員に対する明示	各労働局共通の法令等遵守に係る規程としては、①不正経理等防止対策要綱、②法令遵守委員会設置要綱、③会計経理及び庶務関係の内部監査実施要領を作成しているほか、局独自のものとして、④会計事故防止要綱（福岡労働局）、超勤縮減問題等検討委員会設置要綱（宮城労働局）、会計職員必携（岩手労働局）、「和歌山労働局法令遵守推進規程」などを作成 また、職員に明示している法令等遵守事項としては、厚労省及び労働局共通のものとして、「本省職員及び都道府県労働局幹部職員の行動規範」、また局独自のものとして「和歌山労働局職員の法令遵守等に関する行動規範」を作成
③ 法令等遵守に係る活動計画の策定	内部監査や研修に係る個々の年間実施計画を作成している労働局が大半。和歌山労働局では法令等遵守全体に係る推進計画として「年度和歌山労働局法令遵守推進計画」を作成
④ 法令等遵守の実施状況を総括する部門や担当官の設置	各労働局では法令遵守委員会の委員長に局長を指定。これとは別に和歌山労働局では、総務部長を法令遵守担当官に指定
⑤ 法令等遵守に関する情報収集体制の整備	【内部通報制度や通報窓口の周知】 当初、制度発足時等における文書回覧のみであったが、平成19年1月に地方支分部局等からの通報の窓口が変更されたことに伴い、厚労省ホームページにより常時掲出 和歌山労働局では、健全な組織は自浄能力が必要であるとして、独自に通報制度の処理要領を作成し窓口を開設 【非遵行為発生時の報告・連絡手順の作成】 保有個人情報漏えい事案や交通事故・交通法規違反事案に係る報告等手順を作成
⑥ 内部監査の実施	各労働局自らが、労働基準監督署及び公共職業安定所も対象に含めた会計事務の内部監査を実施するとともに、本省の会計事務監査指導を受検 また、業務監査としては、本省が実施する①中央職業安定監察、②中央労働基準監察、③中央雇用保険監察、④中央労災補償及び雇用均等監察、管理事務及び企画調整事務に関する中央監察を概ね2年に1回受検
⑦ 法令等遵守状況に関する把握活動（自己点検、モニタリング）の実施	「不正経理等再発防止チェックリスト」を用いた自己点検を実施
⑧ 法令等遵守に関する研修、周知・啓発活動の推進	【服務等法令遵守に係る研修の実施】 非常勤職員（相談員等）に対しては、労働基準監督署や公共職業安定所における研修が中心であり、労働局本局では一部を除きほとんど実施されていない。
⑨ 法令等遵守状況に関する上級庁への報告の実施	各種の不正経理等再発防止策の実施状況について本省が集約し、官房地方課及び地方支分部局法令遵守委員会の評価を踏まえ、各労働局に改善指示等を実施 その後の改善措置状況についても本省にて集約し、各労働局にフィードバック
⑩ 非遵行為事案の情報提供による再発防止策の実施	全国労働局総務部長会議等の会議資料である「都道府県労働局における懲戒処分等一覧」を署・所長等に配布しているが、一般の職員には回覧等未実施

(注) 当省の調査結果による。

表3-(3)-⑦ 非違行為事案を職員に幅広く周知している例

気人第1120号
平成18年12月25日

本庁総務部各課室官 長
庁内各部（除く総務部）総括課 課長
各施設等期間・海洋气象台 総務課長
（気象研究所、気象衛星センターは総務部長）
各管区総務部長・沖縄气象台次長

} 殿

（気象庁）総務部人事課長

当庁における懲戒処分等の事例について
（平成18年7月～12月に惹起した不祥事の措置事例概要）

標記について、別紙のとおり送付します。

本資料は、管理者が職員に対して適時・適切な指導をしていただくための参考資料として、最近の懲戒処分等の措置状況を取りまとめたものです。

職員に回覧・周知するとともに、会議や研修、職場内における指導等にも活用されるようお願いいたします。

表3-(3)-⑧ 非常勤職員等に対する服務、倫理、セクハラ等に関する研修の実施例

財中研第5号

平成18年4月19日

殿

財務総合政策研究所

中国研修支所長

平成18年度地方研修「採用者研修（非常勤職員等）」
の実施について

標記のことについて、下記により開催することとしたので、研修生を決定し実施されたい。

1 目的

非常勤（賃金）職員にも適用される国家公務員法等の服務関係法令について、遵守すべき事項を徹底し、職場等における厳正な綱紀の保持に資することを目的とする。

2 実施要領

(1) 対象者

各財務事務所、出張所に勤務する非常勤職員及び賃金職員の全員とする。

(2) 実施時期等

第1／四半期内に1回実施すること。

(3) 教科内容・日程

別紙2『「平成18年度地方研修「採用者研修（非常勤職員等）教科内容・日程」により実施すること。』

(4) 開催日時及び海上

各財務事務所、出張所において決定すること。

(5) 研修教材

別途送付する。

3 報告事項

実施後速やかに、下記資料を添付のうえ別添様式により報告すること。

- ・研修生名簿（様式は「別紙1」による）
- ・教科内容及び日程（「別紙2」様式に所要事項を記載すること。）
- ・出席簿（様式は「別紙3」による。欠席者は「欠席届」を添付すること。）

表 3-③-⑨ 都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（1）

（単位：課室、％）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	総務部総務課	総務部企画室	総務部労働保 険徴収課（室）	総務部労働保 険適用課（室）	総務部労働保 険事務組合室
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	7 / 8	1 / 8	6 / 8	2 / 2	1 / 1
2 換金価値の高い物品を取り扱う	7 / 8	2 / 8	2 / 8	0 / 2	0 / 1
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	6 / 8	1 / 8	3 / 8	0 / 2	0 / 1
4 許認可等の行政手続を行う	1 / 8	0 / 8	4 / 8	2 / 2	1 / 1
5 事業者等に行政指導を行う	1 / 8	6 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
6 事業者等に対する検査等を行う	3 / 8	0 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
7 上場企業の経営情報を取り扱う	0 / 8	0 / 8	0 / 8	0 / 2	0 / 1
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	8 / 8	5 / 8	8 / 8	2 / 2	1 / 1
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	7 / 8	8 / 8	7 / 8	2 / 2	1 / 1
10 重要な行政機密を取り扱う	4 / 8	2 / 8	2 / 8	0 / 2	0 / 1
11 業務として自動車等を運転する	8 / 8	8 / 8	8 / 8	2 / 2	1 / 1
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	5 / 8	4 / 8	3 / 8	0 / 2	0 / 0
13 その他特に注意義務が科せられる業務 （労働保険料等国庫金収納業務）	1 / 8	—	2 / 8	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（２）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	労働基準部監 督課	労働基準部賃 金課（室）	労働基準部安 全衛生課	労働基準部安 全課	労働基準部労 働衛生課
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	2 / 8	2 / 8	2 / 6	0 / 2	0 / 2
2 換金価値の高い物品を取り扱う	2 / 8	2 / 8	4 / 6	1 / 2	1 / 2
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	4 / 8	0 / 8	5 / 6	0 / 2	0 / 2
4 許認可等の行政手続を行う	5 / 8	2 / 8	6 / 6	2 / 2	2 / 2
5 事業者等に行政指導を行う	8 / 8	4 / 8	5 / 6	2 / 2	2 / 2
6 事業者等に対する検査等を行う	8 / 8	1 / 8	6 / 6	2 / 2	2 / 2
7 上場企業の経営情報を取り扱う	2 / 8	2 / 8	2 / 6	0 / 2	0 / 2
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	8 / 8	5 / 8	6 / 6	1 / 2	1 / 2
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	8 / 8	8 / 8	6 / 6	2 / 2	1 / 2
10 重要な行政機密を取り扱う	5 / 8	4 / 8	4 / 6	0 / 2	0 / 2
11 業務として自動車等を運転する	7 / 8	8 / 8	6 / 6	2 / 2	1 / 2
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	5 / 8	3 / 8	5 / 6	1 / 2	1 / 2
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（3）

業務の特性	部・課（室）等の名称				
	労働基準部 災補償課	労働基準部 労働時間課	職業安定部 職業安定課	職業安定部 職業対策課	職業安定部 需給調整事業課 （室）
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	7 / 8	0 / 1	4 / 8	6 / 8	1 / 4
2 換金価値の高い物品を取り扱う	3 / 8	0 / 1	2 / 8	2 / 8	2 / 4
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	2 / 8	0 / 1	5 / 8	5 / 8	0 / 4
4 許認可等の行政手続を行う	5 / 8	0 / 1	4 / 8	3 / 8	4 / 4
5 事業者等に行政指導を行う	7 / 8	0 / 1	5 / 8	6 / 8	4 / 4
6 事業者等に対する検査等を行う	4 / 8	0 / 1	6 / 8	6 / 8	4 / 4
7 上場企業の経営情報を取り扱う	1 / 8	0 / 1	1 / 8	1 / 8	1 / 4
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	7 / 8	0 / 1	6 / 8	6 / 8	2 / 4
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	8 / 8	0 / 1	7 / 8	8 / 8	4 / 4
10 重要な行政機密を取り扱う	5 / 8	0 / 1	2 / 8	2 / 8	0 / 4
11 業務として自動車等を運転する	8 / 8	1 / 1	8 / 8	8 / 8	4 / 4
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	7 / 8	0 / 1	3 / 8	4 / 8	1 / 4
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	—	—

都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況（４）

業務の特性	部・課（室）等の名称			計
	需給調整部需給調整事業第一課	需給調整部需給調整事業第二課	雇用均等室	
1 給付事業等、会計・経理に関する業務を行う	0 / 1	0 / 1	6 / 8	4 7 / 9 2 (51.1)
2 換金価値の高い物品を取り扱う	0 / 1	0 / 1	2 / 8	3 2 / 9 2 (34.8)
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	0 / 1	0 / 1	4 / 8	3 5 / 9 2 (38.0)
4 許認可等の行政手続を行う	1 / 1	0 / 1	3 / 8	4 5 / 9 2 (48.9)
5 事業者等に行政指導を行う	0 / 1	1 / 1	8 / 8	6 9 / 9 2 (75.0)
6 事業者等に対する検査等を行う	1 / 1	1 / 1	1 / 8	5 5 / 9 2 (59.7)
7 上場企業の経営情報を取り扱う	0 / 1	0 / 1	1 / 8	1 1 / 9 2 (12.0)
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	0 / 1	0 / 1	6 / 8	7 2 / 9 2 (78.3)
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	1 / 1	1 / 1	8 / 8	8 7 / 9 2 (94.6)
10 重要な行政機密を取り扱う	0 / 0	0 / 1	2 / 8	3 2 / 9 2 (34.8)
11 業務として自動車等を運転する	1 / 1	1 / 1	7 / 8	8 9 / 9 2 (96.7)
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	0 / 1	0 / 1	4 / 8	4 6 / 9 2 (50.0)
13 その他特に注意義務が科せられる業務	—	—	—	3 / 9 2 (3.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表中、部・課（室）等の名称欄の数値は、当該業務のリスクを認識している課（室）数／当該課（室）の設置数である。
 3 本表中、①需給調整事業課（室）を設置しているのは、広島、福岡、宮城の各労働局、②需給調整事業第一課、同第二課、労働時間課を設置しているのは、愛知労働局、③賃金課、安全課、労働衛生課を設置しているのは愛知、福岡局の各労働局であり、安全衛生課はそれ以外の局に設置している。
 4 本調査に際しては、業務の特性に応じた具体的なリスクとして別表に掲げるリスクを例示した。
 5 本表は、課室単位で回答のあった8労働局についてのリスクの認識状況を記載している。

表3-(3)-⑨別表 業務の特性に応じた法令等遵守に係るリスクの例

業務の特性	法令等遵守に係るリスクの例
1 給付事業、会計・経理に関する業務を行う	不正経理、官製談合
2 換金価値の高い物品を取り扱う	業務上横領
3 補助金、研究費等、裁量性の高い資金を取り扱う	公金横領、倫理法違反
4 許認可等の行政手続を行う	倫理法違反、行政手続法違反
5 事業者等に行政指導を行う	倫理法違反、行政手続法違反
6 事業者等に対する検査等を行う	倫理法違反
7 上場企業の経営情報を取り扱う	インサイダー取引
8 電子化された膨大な情報を取り扱う	情報漏洩、データの滅失
9 機密性の高い個人情報、企業情報を取り扱う	情報漏洩
10 重要な行政機密を取り扱う	行政機密漏洩
11 業務として自動車等を運転する	交通事故、交通法規違反
12 不当な要求行為に対する応接が求められる	違法な許認可等
13 その他特に注意義務が課せられる業務	所管業務の禁止事項違反